

平成13年5月22日

各 位

会社名 旭硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 石津進也
(コード番号 5201 東証第1部)
問合せ先 広報室長 井本健一
(TEL. 03 - 3218 - 5408)

ストックオプション導入のための自己株式の取得に関するお知らせ (商法第210条ノ2に基づく、取締役及び従業員に譲渡するための自己株式の取得)

当社は、平成13年5月22日開催の取締役会において、自己株式取得方式によるストックオプション制度を導入し、商法第210条ノ2の規定に基づいて取締役及び従業員に譲渡するために自己株式を取得することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. スtockオプションを導入する理由

当社取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値の向上に資するため。

2. スtockオプション制度の概要

(1) 自己株式の譲渡(ストックオプションの付与)対象者

平成13年6月28日開催予定の当社第76回定時株主総会終結時に在任する取締役20名及び在職する参与のうち8名の合計28名。但し取締役名20のうち10名については、同株主総会において取締役に選任されることを条件とする。

(2) 譲渡すべき株式の種類

当社額面普通株式

(3) 譲渡すべき株式の数

各取締役に対する譲渡株式の上限は30千株、下限は5千株、参与に対する譲渡株式は一律3千株とする。

なお、権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、譲渡すべき

株式の数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整される。

(4) 株式の譲渡価額

権利付与日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式の終値の平均に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が権利付与日の終値を下回る場合は権利付与日の終値とする。

なお、権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、譲渡価額は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行する場合（転換社債の転換、新株引受権証券及び商法第280条ノ19に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く）は、次の算式により譲渡価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後譲渡価額} = \text{調整前譲渡価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(5) 権利行使期間

平成15年8月1日から平成19年7月31日まで

(6) 権利行使の条件

権利を付与された者は、当社の取締役または従業員の地位を失った後も、当社との間で締結する権利付与契約（以下契約という）に定める条件により権利を行使することができる。

権利を付与された者が死亡した場合は、契約に定める条件によりその相続人が権利行使できる。

権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。

この他の権利行使の条件については、契約に定めるものとする。

3. 自己株式の取得の内容

(1) 取得する株式の種類

当社額面普通株式

(2) 取得する株式の総数

229,000 株 (発行済株式総数に対する割合 0.019%)

(3) 株式の取得の総額

360 百万円を上限とする。

(注) 上記の内容については、平成 1 3 年 6 月 2 8 日開催予定の当社第 7 6 回定時株主総会において、「当社取締役及び従業員に譲渡するための自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上